

平成 31 年度（令和元年度）農地中間管理事業活動方針

公益財団法人長野県農業開発公社
長野県農地中間管理機構

長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び（公財）長野県農業開発公社平成 31 年度（令和元年度）事業計画に基づき、農業者から期待される制度と組織となるべく、農地中間管理事業の取組みを進めることとする。

本年度も、県内 5 団体により合意した方針に基づき、推進活動の活発化と制度利用の加速化が期待できるため、業務委託体制を含めた農地中間管理機構機能の充実を進める。

農地中間管理事業が農政推進の中心的施策として位置付けられ、国の関連対策事業が増加している中で、機構が連携する地域では、関連対策事業の実施主体や地域農業者との連携により着実な事業量確保に努める。

[平成 31 年度（令和元年度）集積目標面積 1,600 ヘクタール]

1 市町村や J A との連携強化

- (1) 集積目標を共有し着実な事業量確保につなげます。
 - ・集積目標の達成に向け、県が作成する市町村、J A 単位の集積目標面積も踏まえた意見交換を進めます。
- (2) 業務委託先等との協力体制を強化し、事業目標の達成や機能発揮の向上を図ります。
 - ・平成 29 年 8 月の 5 者合意による「農地中間管理事業を基軸とした農地集積の推進」の実効性を高めるため、業務委託先等からの要望も踏まえた事務手続きの改善に取り組みます。
 - ・委託する業務について、市町村、J A 単位の集積目標面積も踏まえた受委託内容の再確認を進めるとともに、適正な委託費用の契約に努めます。
 - ・事業活用実績の少ない市町村や J A との意見交換を増やし、事業活用を要請します。
 - ・「中間管理事業管理システム」の利便性を高め、業務委託先での活用を進めます。

2 県や関係機関との連携強化

- (1) 事業活用の加速化に向けて、機構事業の活用に県段階の関係機関で、活動方針の共有や機関の役割を活かした具体的推進方策を検討し、実行します。
 - ・県農政部、県農業会議、J A 長野中央会、長野県土地改良事業団体連合会、公社（県機構）による検討会議で 5 者合意事項の進捗状況を共有し、課題のある場合は、その改善を図ります。
 - ・関係機関が開催する研修会や説明会に参加し、事業周知や事業活用の促進に努めます。
 - ・実質的な人・農地プランの実現には地域段階での推進体制の整備が必要なことから、機構は、県「人・農地プラン地域支援チーム」に参画し、人・農地プランの見直しと併せた地域の話し合いの場に参加します。
- (2) 市町村農業委員会、農地利用最適化推進委員と連携した人と農地のマッチングを進めます。
 - ・事業制度の理解を得るため、県域セミナーや地域単位の研修会へ参加します。
 - ・担当地域のマッチングの主体となっていただくため、申出農地や機構事業の借受希望者情報の提供など、具体的な連携手法を広げます。
 - ・「農地中間管理機構活用遊休農地再生事業」や「農地管理事業」等の活用により、遊休農地の解消に向けた取組を進めます。
- (3) 相続未登記農地や所有者不明農地の借受けについては、県や関係機関と連携し適切な対応に努めます。

- ・農業経営基盤強化促進法と農地法の改正により、農地中間管理権の取得可能な条件が変更されたことから、新制度に基づいた適切な運用に努めます。

3 基盤整備事業実施地区での事業展開

- (1) 「農地中間管理機構関連農地整備事業」や「団体営土地改良事業の支援措置の拡充」、「土地改良法の一部改正」の内容について、県や土地改良事業団体連合会と情報共有・課題検討しながら、機構事業と連携した農地整備事業を進めます。
 - ・「農地耕作条件改善事業」実施地区における機構事業の活用促進を図るとともに、その実績を重点指定区域内や周辺地域への展開し、事業の波及効果を図ります。
 - ・「農地中間管理機構関連農地整備事業」を新たに計画する地域については、県や関係市町村と連携し、地域への説明会を実施します。
 - ・基盤場整備事業において一時利用指定された集積計画農地については、速やかな配分計画により担い手への転貸を円滑に進めます。
 - ・土地改良法の改正を踏まえた資格得喪通知の手続きなど、関係市町村や土地改良区等と連携し適切な対応に努めます。
- (2) 県「人・農地プラン地域支援チーム」により、県、市町村、農地利用最適化推進委員、地域代表者と一体となり、重点区域での事業活用を進めます。
 - ・重点指定区域の「支援チーム」には機構職員も参画し、プラン見直しと連動した事業活用の推進を図ります。
 - ・特に、農地整備事業を実施する地域については、集積に向けた話し合いへ積極的に参画し、受益者に対して機構事業への参加を求めるとともに、機構事業の活用による成果を周知し、周辺地域への事業拡大を図ります。

4 機構が直接行う遊休農地の再生等

- (1) 面的に広がりのある集団的農用地の中に点在し、再生することにより担い手に集積・集約され、農地の有効利用を図ることができる遊休農地等について、農地管理事業と併せて行う農地再生利用の取組みを新たに実施します。
 - ・県、市町村と連携し、ほ場整備実施地区内で遊休化している農地を農地中間管理機構活用遊休農地再生事業により速やかに再生し、担い手へ転貸する取り組みを行います。
- (2) 果樹経営支援対策事業との連携により、樹園地での農地中間管理事業の活用を進めます。
- (3) 市町村長や農業委員会長、JA 組合長からの要請により、優良農地の遊休化や荒廃化を防止するための支援措置である「農地管理事業」を引き続き行います。

5 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正等への対応

- (1) 農地の集積・集約化に向けた本来の機能を発揮するため、関係機関が一体となつて事業を推進する体制を構築します。
 - ・改正法の内容については、県と連携し市町村や業務委託先等を通じて農業者等に対して周知し、適切な事業運用を図ります。
- (2) 地域における農業者等による協議の場の実質化に努めます。
 - ・実質的な農地の集積・集約化を図るため、機構職員が地域内にある様々な話し合いの単位へ参加します。
- (3) 機構事業の仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一体化等を進めます。
 - ・改正法案の審議状況を注視し、今後想定される機構事業と農地利用集積円滑化事業との効率的かつ円滑な統合一体に向け、県、市町村、JA 等との意見交換を行います。

6 機構事業の適切な更新対応

- 令和2年(2020年)12月31日に権利期間の終期を迎える計画について、県、市町村等と意見交換し、遅滞なく更新できるような体制づくりに努めます。

7 事業活用につながる事業PRの実施と事業活用農地の確保

- ・借受ニーズに応える農地の確保に向けて、出し手に効果のあるPRを実施します。
- ・借受希望者の事業ニーズを正確に把握するため、希望農地の再調査を実施します。

8 一般法人等からの機構事業活用への体制整備

(1) 企業からの農業参入ニーズに応じていくため、市町村や地域に提案し企業誘致につなげるための体制について、県との体制整備を進めます。

- ・企業参入セミナー等に参加し、機構事業を活用し参入希望する企業のニーズを把握します。
- ・一般企業等から相談のあった案件については、県と連携し、候補市町村への提案を進めます。

9 事業運用上の改善

事業主旨に沿った運用を基本としつつ、短期借入期間の設定についての検討や、業務委託先等からの要望、貸付け5年後の再設定事務をふまえた研究・改善を進めます。

(参考) 平成31年度公益財団法人長野県農業開発公社事業計画 (抜粋)

平成31年度事業計画

(1) 農地中間管理事業関係実施計画

ア 農地中間管理事業

区 分	31年度当初計画			30年度当初計画			比較増減			
	件数 (件)	面積 (ha)	借料 (千円)	件数 (件)	面積 (ha)	借料 (千円)	件数 (件)	面積 (ha)	借料 (千円)	
借入 (集積計画)	農地中間管理権設定	4,500	1,600	128,000	3,800	1,600	115,200	700	0	12,800
	うち基盤整備関連事業分	200	85	0	150	50	0	50	35	0
貸付 (配分計画)	権利設定	1,100	1,515	128,000	722	1,445.1	103,000	378	69.9	25,000

注：中間管理部調べ

(参考) 平成31年度保有計画

区 分	31年度当初計画			
	件数 (件)	面積 (ha)	借料 (千円)	
借入	期首保有 (H31.4月)	9,849	3,619.4	194,794
	農地中間管理権設定	4,500	1,600.0	128,000
	期末保有 (R2.4月)	14,349	5,219.4	322,794
貸付	期首保有 (H31.4月)	2,143	3,558	193,735
	権利設定	1,100	1,515	128,000
	期末保有 (R2.4月)	3,243	5,073	321,735